

令和2年5月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年5月28日（木曜日）午後1時30分～午後3時45分

○場 所 羽島市役所4階 第一会議室

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 ※報第 9 号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定の報告について
- 日程第 3 ※議第 27 号 羽島市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 4 ※議第 28 号 羽島市文化財審議会委員の委嘱について
- 日程第 5 ※議第 29 号 羽島市歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 6 ※議第 30 号 羽島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第 7 報第 10 号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について
- 日程第 8 承第 7 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第7号羽島市議会提出議案（令和元年度羽島市一般会計補正予算（第8号）に同意することについて））
- 日程第 9 承第 8 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第8号羽島市議会提出議案（令和2年度羽島市一般会計補正予算（第3号）に同意することについて））
- 日程第 10 議第 31 号 羽島市議会提出議案（羽島市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例）に同意することについて
- 日程第 11 議第 32 号 羽島市議会提出議案（羽島市竹鼻町屋ギャラリー条例の一部を改正する条例）に同意することについて
- 日程第 12 議第 33 号 羽島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第 13 議第 34 号 令和2年度における羽島市立学校の休業日の変更について
- 日程第 14 その他
- 1 各課の事業進捗状況

※の議案は、秘密会形式で審議した。

○出席者

教 育 長	森 嘉 長
教 育 委 員	今井田 眞千子
教 育 委 員	黒 田 淳
教 育 委 員	今 枝 甫
教 育 委 員	春 日 民 奈

○説明のために出席した者

事務局長	不破康彦
教育総務課長	小川隆正
学校教育課長	山田健司
生涯学習課長	酒井茂
スポーツ推進課長	箕浦勝博
図書館長	安田圭祐
北部学校給食センター所長 兼南部学校給食センター所長	豊田崇宏

○傍聴者 2名

【午後1時30分 開会】

△開会

◎教育長 皆様、今日は。

3か月に及ぶ学校の休業は、児童生徒のみならず、学校や家庭、地域社会もはじめての経験であり、様々な対応に迫られています。来週から学校が再開しますが、学習をはじめとする学校生活の充実に加え、感染症対策と子どもたちの心のケアについても、大きな課題であると考えています。あわせて、家庭・地域と連携しづらい教育環境などについても十分、配意すべきと考えます。

他方、こうした学校の状況に対して、過日のマスコミ報道にもありましたように、岐阜羽島警察署や羽島市交通安全協会、市交通安全指導員の方々が地域や保護者の方々とともに、子どもたちの通学の見守りをさせていただいております。そのご厚志やご尽力にあらためて感謝いたすところです。

市の文化施設やスポーツ施設につきましても、6月1日より利用が開始されます。先駆けて、歴史民俗資料館と不二竹鼻町屋ギャラリーが5月22日から開館いたしました。歴史民俗資料館はオリンピック・スポーツにちなんだ企画展が、不二竹鼻町屋ギャラリーは熊谷守一氏を中心とした所蔵展が、それぞれスタートしました。また、図書館も同日に貸出返却のみに限り、サービスを一部開始しております。いずれも、感染防止対策を十分に図り、市民の方々に安心して、そして親しんでいただけるような工夫も講じております。

昨日、臨時議会が開催されました。会議後に議員全員協議会がもたれました。教育委員会からは学校再開後の教育活動について、本日の議題にもあります「学校の休業日の変更」についての方針を説明させていただきました。

また、6月の補正予算などについても報告がなされました。教育委員会にかかわっては、過日、マスコミ報道がなされましたが、「GIGA スクール構想の早期実現」に向けてタブレット端末を児童生徒一人に一台配備する計画を進めるための予算編成を進めているところでございます。後ほど担当課から説明をさせていただきますが、今回のような臨時休業における遠隔授業、いわゆる学校と家庭との

オンライン授業を行うことのみが目的ではなく、タブレットを用いた ICT 教育を進めることによって、今まで以上に、あるいは今までにない多様な学習活動が可能になり、子どもたちの主体的な学びを育むことに有効に働くと考えています。

それでは、議事に入ります。

◎**教育長** 本日は、教育長ならびに 4 名の委員の方が出席しており、会議は成立いたします。

本日の議題は、報告案件が 2 件、承認案件が 2 件、議案が 8 件となっています。

この議案中、日程第 2 から第 6 までについては、個人情報に関わるもの及び人事案件のため、秘密会で行いたいと思っておりますがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** それでは、これらの案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 14 条第 7 項の規定に基づき秘密会で行いますので、よろしく願いいたします。

△日程第 1 会議録署名委員の指名

◎**教育長** 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、今枝委員さんをお願いいたします。

△日程第 2 ～ 日程第 6

秘密会で実施

△日程第 7 報第 10 号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

◎**教育長** 次に、日程第 7 報第 10 号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告についてを議題といたします。順に説明願います。

◎**生涯学習課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(スコーレ家庭教育セミナー)

△日程第 8 承第 7 号 臨時代理の報告並びにその承認について (臨時代理第 7 号羽島市議会提出議案 (令和元年度羽島市一般会計補正予算 (第 8 号) に同意することについて))

◎**教育長** 次に、承第 7 号 臨時代理の報告並びにその承認について (臨時代理第 7 号羽島市議会提出議案 (令和元年度羽島市一般会計補正予算 (第 8 号) に同意することについて)) を議題といたします。事務局から説明を願います。

◎教育総務課長 それでは、歳入からご説明申し上げます。

17 款 1 項 7 目 ふるさと納税寄附金につきましては、87 万 8 千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、元気な羽島応援寄附金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

10 款 7 項 1 目 保健体育総務事務経費につきましては、87 万 8 千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、頂きましたふるさと納税寄附金を羽島市スポーツ振興基金に積立てるものでございます。

以上が、承第 7 号の説明でございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、承第 7 号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第 9 承第 8 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第 8 号羽島市議会提出議案（令和 2 年度羽島市一般会計補正予算（第 3 号）に同意することについて））

◎教育長 次に、承第 8 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第 8 号羽島市議会提出議案（令和 2 年度羽島市一般会計補正予算（第 3 号）に同意することについて））を議題といたします。事務局から説明を願います。

◎教育総務課長 それでは、歳入からご説明申し上げます。

14 款 2 項 6 目 教育総務費補助金につきましては、49 万 9 千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る教育支援体制整備事業交付金でございます。

次に、15 款 2 項 7 目 教育費県補助金につきましては、34 万円を増額するものでございます。

これにつきましては、清流の国ぎふ推進補助金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

9款2項2目 要保護・準要保護児童就学援助費につきましては、82万6千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、小学校の準要保護世帯への4月、5月分の給食費相当の援助費支給によるものでございます。

次に、9款3項2目 要保護・準要保護児童就学援助費につきましては、60万3千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、中学校の準要保護世帯への4月、5月分の給食費相当の援助費支給によるものでございます。

次に、9款5項1目 西部幼稚園事務経費につきましては、49万9千円を増額させていただくものでございます。

これにつきましては、西部幼稚園の感染症予防対策として空気清浄機等を購入したものでございます。

次に、9款7項3目 屋外運動場施設管理費につきましては、県からの補助金をリバーウォッチングゾーンの整備費に充当したことによる財源振替でございます。

次に、同項5目 給食事業費につきましては、142万9千円を減額させていただくものでございます。

これにつきましては、4月、5月分の学校給食費相当分の準要保護世帯への支給することに伴う給食費の減額によるものでございます。

以上が、承第8号の説明でございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、承第8号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第10 議第31号 羽島市議会提出議案（羽島市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例）に同意することについて

◎教育長 次に、議第31号 羽島市議会提出議案（羽島市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例）に同意することについて）を議題といたします。事務局から説明を願います。

◎生涯学習課長 この議案は、竹鼻まつり山車会館の開館に伴い、歴史民俗資料館、町屋ギャラリー及び山車会館の3館共通の入場券を1人500円とする条例改正です。

ご審議のほど、お願いいたします。

◎教育長 ご意見等ございますか。

◎黒田委員 3館共通の入館料の団体割引はありませんか。

◎生涯学習課長 これまで当日入場の割引がありましたが、町屋ギャラリーの開館期間が限定されているため、券を1年間有効とし、ギャラリーが開いているときに来てもらうように変更し、共通券の団体割引はなくなりました。

◎黒田委員 年齢に関する割引はありますか。

◎生涯学習課長 中学生までは無料で、身障者の割引は考えていますが、年齢による割引はありません。

◎教育長 他にご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議第31号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、議第31号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第11 議第32号 羽島市議会提出議案(羽島市竹鼻町屋ギャラリー条例の一部を改正する条例)に同意することについて

◎教育長 次に、議第32号 羽島市議会提出議案(羽島市竹鼻町屋ギャラリー条例の一部を改正する条例)に同意することについて)を議題といたします。事務局から説明を願います。

◎生涯学習課長 この議案は、先ほどの歴史民俗資料館と同様に竹鼻町屋ギャラリーにおいても3館共通の入場券を販売する条例改正です。

ご審議のほど、お願いいたします。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、議第32号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、議第32号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第12 議第33号 羽島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、議第33号 羽島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から説明を願います。

◎**学校教育課長** 現行の学校管理規則では、授業日を休業日とすることができる条文はありますが、休業日を授業日とすることができる条文がないため改正を行い、急迫した事情がある場合は、長期休業日を授業日に変更できるようにするものです。

ご審議のほど、お願いいたします。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、議第33号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、議第33号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第13 議第34号 令和2年度における羽島市立学校の休業日の変更について

◎**教育長** 次に、議第34号 令和2年度における羽島市立学校の休業日の変更

についてを議題といたします。事務局から説明を願います。

◎**教育総務課長** この議案は、先ほど改正をお認めいただいた羽島市立学校管理規則の規定に基づき、臨時休業により不足している授業日を確保するため、夏季休業日を令和2年8月3日から8月22日までに、秋季休業日を10月10日から10月11日までに、冬季休業日を12月27日から令和3年1月3日までに変更するものです。

◎**学校教育課長** この変更により、18日分の授業日を確保できます。
他に学校行事の見直し、土曜授業の実施等で授業時数を確保し、なるべく炎天下の中の登下校が少なくなるように配慮いたしました。

◎**今枝委員** 期間の設定については、どこかに確認してやられましたか。

◎**学校教育課長** 近隣市町の動向を踏まえて、決めたものです。

◎**教育長** 授業日の確保については、夏季休業日の短縮、土曜授業の実施、授業時間の短縮による1日の時間数の増加等を行います。
他市町より、夏休みが長いですが1年で1番暑い時期なので、総合的に判断しました。

◎**春日委員** 今の時期の登校日でも子どもは暑いと言っているのに、夏休みが長いのは、ありがたいと感じます。
臨時休業期間中は、お休みでも出かけることもできなかったのも、しっかり休むことができることが良いと思います。

◎**教育長** 他にご意見は、ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、議第34号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、議第34号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第14 その他 各課の事業進捗状況について

◎**教育長** 次に、日程第14 各課の事業進捗状況についてを議題といたします。
事務局より順次説明を願います。

◎**教育総務課長** トイレの便器洋式化等を行う校舎・屋内運動場の改修工事について、今年度は4校で実施しますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し例年より工期を1か月延長し、10月中旬までとしました。
教育総務課からは、以上でございます。

◎**学校教育課長** 学校教育課から報告させていただきます。

現在休校中ですが、令和元年度に報告があった児童虐待事案19件のうち、現在も小中学校に在学中の児童生徒12件については、状況が把握できるよう見守りをスクールソーシャルワーカーや学校職員で継続的に行っています。

適応指導教室「こだま」ではオンライン会議システムやオンライン教材を活用して学習支援活動を継続しています。

臨時休業が3カ月にもわたったため、児童生徒の学習や生活についてアンケートをとったところ、約6割の保護者の方の回答を頂きました。その結果、保護者の多くが学習面、運動不足、生活リズムの乱れ、ゲーム・スマホ依存等に不安を感じていることを把握しました。また子どもとの関係に悩んでいたり、子どものカウンセリングや教育相談の必要を感じている保護者の方が相当数いることを確認しましたので、感染予防を行いながら、いろんな方の心配をケアして教育の充実を図っていきたいと考えています。

学校再開後の日課については、授業時数の確保のため、必要に応じ授業時間を短縮し、6時間授業または7時間授業を実施します。

感染防止対策として、三密を避けることを徹底しますが、万が一、学校で感染が判明した場合は、次のような対応を取ります。

始業時刻までに感染が判明した場合は、判明日当日及びその翌日を休業とします。

始業時刻以降、終業時刻までに感染が判明した場合は、判明した時点で速やかに下校とし、翌日を休業とします。

終業時刻以降や学校の休業日に感染が判明した場合は、翌日を休業とします。

この対応をメール等により学校から保護者に連絡をいたします。

休業中に保健所と連絡をとり、消毒の実施、感染経路の確認を行い、今後の対応を検討して、その後の休業期間、休業対象等を再度メール等で連絡をいたします。

また、中学3年生の生徒や保護者の方については、今後の進路・受験についての不安を取り除けるよう取り組んでいきたいと思っております。

最後にGIGAスクール構想の早期実現についてですが、当初令和5年度までの計画だった、タブレット端末の1人1台整備については、遠隔教育環境において必要不可欠なため、今度中に整備する予定です。

また、学校再開後の効果的なデジタル教育推進のため、教室ごとにモニターやプロジェクターの整備も併せて行います。

学校教育課からは、以上でございます。

◎**今枝委員** 今後、第二波・第三波の恐れもありますが、もし学校で感染が確認されたら、学校全体が休業になりますか。休業期間はどのようになりますか。

◎**学校教育課長** まずは、確認後の翌日まで臨時休業とし、その間にどの範囲をいつまで休業とするのか、保健所等と相談しながら対応を検討いたします。

◎**今枝委員** 保護者が心配で休ませた場合に、必要な授業日数もあるので扱いも問題になります。

先生方も子どもにうつさないか、うつらないか不安だと思います。

飛沫感染に注意しながら授業に取り組むといっても、皆初めての経験で、新しい注意すべきことが一杯で、うまくいく方法を考えてやるしかないですが、子どもの心のケアもする必要がありますね。

◎**学校教育課長** アンケートの結果では、子どものカウンセリングを望んでいる方が5%みえました。

休みなのに出かけることもできず、悩みがたまっていると思われます。

◎**春日委員** この3か月間で、プリントの配布等たくさんありましたが、その分の授業はどうなりますか。

◎**学校教育課長** プリントを配布しましたが履修したとは考えていません。

未了分を効率よく補完しつつ、進めていきたいと思います。

◎**黒田委員** 学校が始まって、席を離して自由に話せなかつたりすると、子どものストレスは解消せず、先生方の細かい対応が必要になると思います。

◎**生涯学習課長** 竹鼻町屋ギャラリーと歴史民俗資料館については、5月22日から開館しました。自粛傾向ではありますが、開館を待たれていた人が来場いただきました。

文化センターについても換気を徹底し、人数制限をして6月1日から開館する予定です。

生涯学習課からは、以上でございます。

◎**スポーツ推進課長** 屋外のスポーツ施設については、6月1日から貸出を再開

します。小中学校の体育館・武道場、柔剣道道場、弓道場については、6月15日から貸出を再開する予定です。

注意事項を周知し、チェックリストを活用して感染防止策を図ります。

屋内の対面、対人の競技は、当面使用を見合わせる予定です。

スポーツ推進課からは、以上でございます。

◎**図書館長** 5月22日から本の貸出と返却にサービスを限定して開館しました。

貸出冊数を10冊から15冊に、貸出期間を2週間から3週間に延長して、来館者を減らす策を取っています。

入館時の非接触型体温計による体温測定、カウンターの部分のビニールカーテンの設置、密にならないようカウンター前の2m間隔の確保、換気、消毒液の設置、接触が多い部分の消毒等を行い感染防止を図っております。

図書館からは、以上でございます。

◎**給食センター所長** 学校再開後、簡易的な給食になりますが、状況を見ながら対応していきたいと思っております。

品数を減らしても栄養価が落ちないように、メニューの工夫も考えています。

給食センターからは、以上でございます。

△閉会

◎**教育長** 以上をもちまして、令和2年5月定例教育委員会を閉会いたします。

次回の定例会は、6月25日午後1時30分から、羽島市教育センター2階研修室で行いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【午後3時45分 閉会】

会議の大要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 森 嘉 長

委 員 今 枝 甫